

期日指定定期預金規定

1. [預金の預け入れ]

期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預け入れは、当行所定の金額を上限とします。既にお持ちの定期預金通帳にこの預金を預け入れる場合は、当該通帳を持参してください。

2. [自動継続]

この預金が自動継続扱いの場合は以下のとおり取り扱います。

- (1)この預金は通帳または証書記載の最長預入期限に、あらかじめ指定された方法により、元金と利息を合わせ自動的に期日指定定期預金に継続します。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは継続後の最長預入期限)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. [預金の支払時期]

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1)満期日は通帳または証書記載の預入日の1年後の応当日(据置期間満了日。継続されたときは継続日の1年後の応当日)から通帳または証書記載の最長預入期限(継続されたときは継続後の預金の最長預入期限)までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。この預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。
- (2)前項による満期日の指定がない場合には、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (3)第1項により定められた満期日から1ヵ月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。

4. [利息]

- (1)この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入日(解約するときは満期日)の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ①1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - ②2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2)継続後のこの預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3)この預金を預入している口座について少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、利息の組み入れによって、当該口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、利息は元金に組み入れることなく、あらかじめ指定された預金口座へ入金するか、または当行所定の方法により別途お預かりいたします。
- (4)継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または、元金に組み入れて継続する方法により取り扱います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当行所定の手続によるものとします。
- (5)指定された満期日から1ヵ月以内に解約する場合または継続した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6)この預金を「定期預金規定(共通規定)」第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

《2024年7月1日以降に預入された定期預金》

 - ① 6ヵ月未満 2年以上利率×5%
 - ② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×40%

《2024年6月30日以前に預入された定期預金》

 - ① 6ヵ月未満 解約日における普通預金利率
 - ② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×40%
- (7)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日数で計算します。

以上

株式会社 大東銀行[2024/08/01]